

三、産業別部門の要求

四、執行委員會の決議に因る要求

第十條 大會は代議員の過半数を以て成立する

第十一條 大會は毎回議長一名副議長一名を選挙し議長は大會の書記及び大會各種委員を選任する

第十二條 大會の議事は出席代議員の過半数を以て決し可否同数なる時は議長の決する處による

第十三條 大會に附議すべき議案中執行委員會の提出する議案は大會一週間前に各支部に通知し各支部提出議案は十日前に本部に送致し本部は即時各支部に通知すべきものとす

第二節 中央委員會

第十四條 中央委員會は次期大會迄決議並に執行機關にして大會に責任を負ふものとす

第十五條 中央委員會は中央委員及び本部役員を以て構成し毎月一回以上執行委員長之を召集す

第十六條 中央委員會の構成及議事に就ては大會の規定を準用す

第三節 執行委員會

第十七條 執行委員會は執行委員長、會計、書記局、執行委員、常任執行委員を以て構成し本同盟の常務執行機關にして大會及中央委員の決議範圍内に於て本同盟の事務を執行す

第十八條 執行委員會は書記若干名を選任する書記は書記長中心に書記局を構成し事務を處理し各種の委員會に出席して發言し得る

第四節 常任執行委員會

第十九條 常任執行委員會は本同盟の職業別同盟員の常務執行機關にして各支部産業別組織同盟員の連絡事務を執行するものとす

第二十條 常任執行委員會は執行委員會の構成規定を準用す